

令和5年10月 インボイス制度が始まります

西諸県都市畜産販売農業協同組合連合会

「インボイス（適格請求書）」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の〔区分記載請求書〕に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。

（また交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

家畜市場は「媒介者交付特例」の活用となります。

売手（出荷者）が買手（購買者）へ発行しなければならないインボイスですが、次の①と②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う家畜市場が、出荷者（委託者）の畜産物販売について、自己（受託者：家畜市場）の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを売手（出荷者）に代わって買手（購買者）に交付する事が出来ます。※ 媒介者交付特例という

- ① 出荷者がインボイス発行事業者である事
- ② 出荷者が家畜市場に、インボイス発行事業者の登録を受けている旨を通知していること

※ 今後 J A を通じインボイス発行事業者の登録を受けているかの確認書（登録番号提供書）の提出をお願いする事となります。

【予想される事】

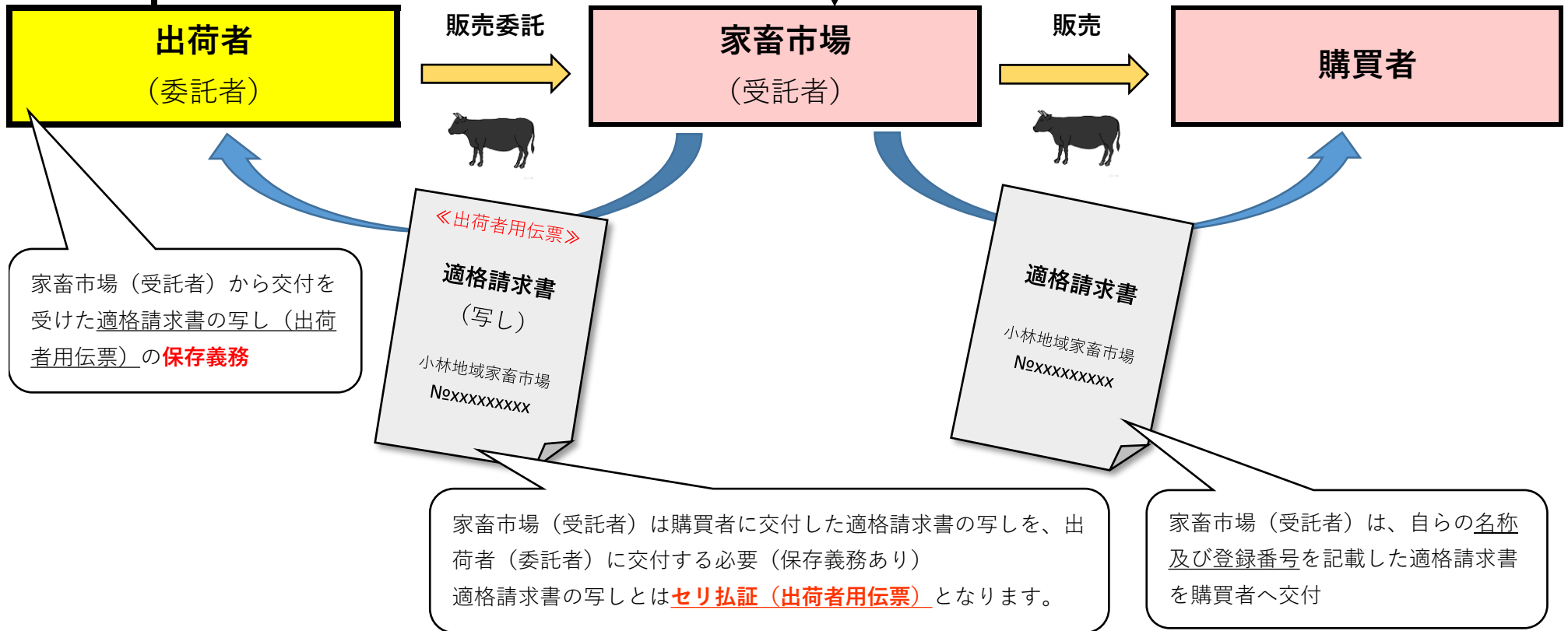
購買者（肥育農家）は、「仕入れ」に当たり消費税額を納める際にこの分を差し引いていますが、インボイスを発行していない出荷者（繁殖農家）から買うと、消費税を差し引けなくなります。購買者（肥育農家）はその分、余計に納税が必要になりますので、買いたい牛の出荷者が登録事業者かどうか確認しながら購買される事が予想されます。

- インボイス（適格請求書）を発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請（納税地所管税務署長発行）が必要です。
登録は 課税事業者 となることで受ける事が出来ます。
- 登録を受けるかどうかは事業者（出荷者）の 任意 です。

〔媒介者交付特例の取引図〕

《登録番号提供書の提出》

適格請求書発行事業者である旨の通知
出荷者（委託者）と家畜市場（受託者）の双方が適格請求書
発行事業者である必要があります。



※ 令和5年10月より、「伝票様式」「セリ名簿表示」「請求書様式」が変わります。（宮崎県統一様式）

お問合せは、西諸畜連またはJAまで